

図表 1 社会保障財源の項目別割合の推移

	被保険者拠出	事業主拠出	公費負担	資産収入	その他	合計
1960	26.2	41.7	24.7	4.9	2.4	100.0
1970	28.5	31.2	30.0	8.8	1.6	100.0
1980	26.5	29.1	32.9	9.7	1.8	100.0
1990	28.3	32.2	24.8	12.8	1.9	100.0
2000	29.9	31.8	28.2	7.3	2.8	100.0
2010	27.7	25.7	37.2	0.8	8.8	100.0
2011	26.8	25.1	37.7	3.2	7.3	100.0
2012	25.4	23.0	33.5	12.6	5.6	100.0
2013	26.1	23.5	33.9	12.4	4.1	100.0

国立社会保障・人口問題研究所「平成 25 年度社会保障費統計 2013」第 14 表より作成

図表 2 わが国企業の海外生産比率の推移

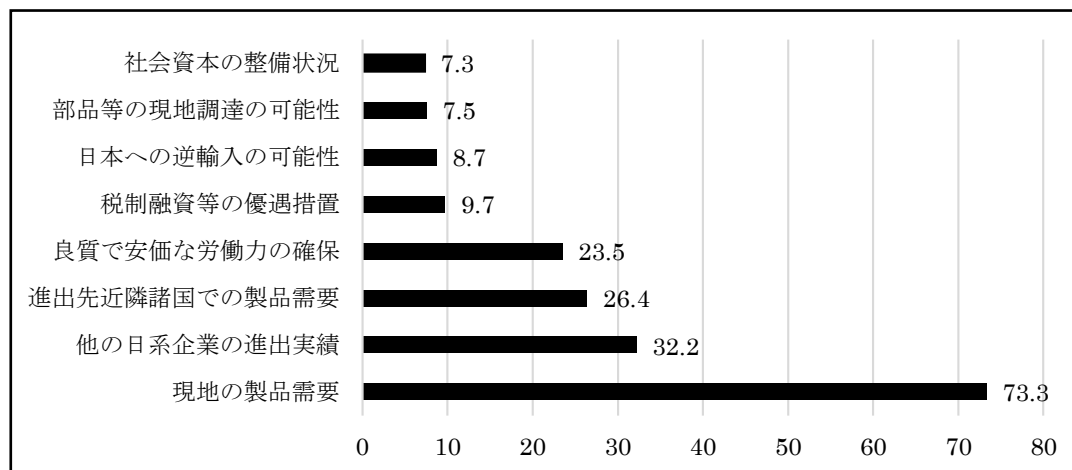
年 度	1990	1995	2000	2005	2010	2011	2012	(2013)
法人税率	37.5%	37.5	34.5	30.0	30.0	30.0	25.5	25.5
海外生産比率 *	6.0%	8.3	11.8	16.7	18.1	18.0		
海外生産比率 **	13.7%	19.0	23.0	29.2	33.3	31.3	32.9	34.6

* 中段の海外生産比率は、経産省「海外事業活動基本調査」による国内全法人ベース

** 下段の海外生産比率は、国際協力銀行「わが国製造業の海外事業展開に関する調査報告」による。海外現地法人 3 社以上（うち、生産拠点は 1 社以上を含む）有する企業を対象にしたもの。2013 年度は実績見込み

図表 3 海外投資決定のポイント

——わが国の海外進出企業の場合（2011 年度）——



経産省「海外事業活動基本調査」2011 年度半より作成

図表 4 海外企業から見た日本のビジネス環境の「強み」と「弱み」

強み（回答企業数 173 社）		弱み（回答企業数 158 社）	
市場の大きさ	68	事業活動コスト	61
社会の安定性	51	英語でのコミュニケーション	52
高度人材（専門職）の獲得	46	市場としての成長性	42
整備されたインフラ	41	事業規制の開放度	28
主要顧客へのアクセス	41	市場の大きさ	17
研究開発パートナーへのアクセス	27	行政からの優遇策	15
市場としての成長性	21	ビジネス習慣	14
資金調達環境の充実	20	一般人材の獲得	14
地域内拠点へのアクセス	14	税制・規制の透明性	13
事業規制の開放度	14	サプライヤーへのアクセス	10
サプライヤーへのアクセス	13	主要顧客へのアクセス	7
税制・規制の透明性	12	地域内拠点へのアクセス	7
高い技術への理解	12	その他	18

アクセントチュア株式会社「欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査報告書」2012年3月、12ページより作成

図表 5 社会保障費の財源構成の国際比較～日本と EU 加盟国

（2009年現在 上段 百分比／下段 億円・対 GDP 比）

国	社会保険料		公費負担	その他収入	合計
	雇用主負担	被用者負担			
日本 (億円)	21.4	24.0	32.2	22.4	100
	23.0	25.4	33.5	18.2	100
	(291,956)	(322,200)	(425,469)	(230,931)	(11,270,555)
ベルギー	12.9084	21.1	33.6	2.6	100
	42.7	(6.3815)	(10.1676)	(0.7818)	(30.2393)
フランス	43.6	21.0	31.9	3.5	100
	(14.0120)	(6.7379)	(10.2462)	(1.1181)	(32.1142)
スペイン	43.4	12.1	43.1	1.4	100
	(1.2983)	(3.1492)	(11.2048)	(0.3663)	(26.0186)
ドイツ	34.0	28.9	35.2	1.9	100
	(1.0948)	(9.4428)	(11.4807)	(0.6088)	(32.6271)
ギリシャ	31.9	20.6	38.3	9.2	100
	(9.273)	(5.9520)	(11.0868)	(2.6556)	(28.9217)
イタリア	39.0	15.6	43.8	1.6	100
	(11.5074)	(4.6172)	(12.9389)	(0.4708)	(29.5343)
スウェーデン	36.4	9.6	51.9	2.1	100
	(12.5010)	(3.2945)	(17.8038)	(0.7134)	(34.3127)
イギリス	32.1	11.8	48.9	7.2	100
	(10.0657)	(3.6888)	(15.3433)	(2.2663)	(31.3641)
デンマーク	11.1	20.1	64.1	4.7	100
	(4.1186)	(7.4722)	(23.7962)	(1.7435)	(37.1305)
EU16ヶ国平均	38.0	22.1	36.6	3.3	100
	(11.656)	(6.756)	(11.225)	(1.0008)	(30.638)

図表 6 法人企業（金融・保険業を除く全規模）の経営状況等の推移

単位：兆円

	2000年度	2010年度	2015年度
法人税率（国＋地方）	40.87%	34.62%	32.11%
現金預金	128	138	169
有形固定資産	303	263	248
経常利益	9.1	13.3	20.3
利益剰余金	178	277	343
従業員給与	32	29	28
従業員数（万人）	3,148	3,521	3,213

『法人企業統計調査』各年度第1四半期末、財務省資料より作成

<図表 7, 8 は別紙>

図表 9 合計所得 2,000 万円以上の個人が得た株式等譲渡所得等を
総合課税した場合に得られる所得税の増収試算表

単位 百万円

合計所得階級	株式等の 譲渡所得等	株式等譲渡所得 等を有する人数	1人当たりの 平均株式等の 譲渡所得等	40%または45% の税率で課税し た場合の増収額
2,000～3,000 万円	169,400	18,183	9	32,729
3,000～5,000 万円	215,861	13,700	16	43,840
5,000 万円～1 億円	295,970	9,287	32	74,296
1～2 億円	296,001	3,807	78	74,237
2～5 億円	399,654	1,897	211	100,067
5～10 億円	362,756	638	569	90,756
10～20 億円	313,421	263	1,192	78,374
20～50 億円	454,726	163	2,790	113,693
50～100 億円	224,041	37	6,055	56,009
100 億円～	472,655	17	27,803	118,163
合計	3,204,485	47,992	67	782,164

* 『国税庁統計年報』2013年、第2表 所得種類別表より計算

* ここでは合計所得 2,000～3,000 万円の個人が得た株式等の譲渡所得等はすべて 40%の税率が適用されるものとみなし、現行の 20%の分離課税に代えて、1,800～4,000 万円分は 40%で課税されるものとみなし、(1人当たり平均株式等の譲渡所得等) × (0.4 - 0.2) × 当該株式等譲渡所得等を有する人数 = 当該所得階級に属する個人から得られる税の増収額と計算した。

* 合計所得が 5,000 万円を超える個人が得た株式等の譲渡所得等はすべて 45%の税率が適用されるものとみなし、上と同じ方法で当該所得階級に属する個人から得られる税の増収額を計算した。

* 合計所得が 3,000～5,000 万円の階級については、この階級の平均合計所得が 3,034 万円（4,000 万円未満）であったため、この階級に属する個人が得た株式等の譲渡所得等はすべて 40%の税率が適用されるものとみなして、上と同じ方法で当該所得階級に属する個人から得られる税の増収額を計算した。

図表 10 合計所得 2,000 万円以上の個人が得た配当所得を
累進税率で課税した場合に得られる所得税の増収試算表

単位 百万円

合計所得階級	配当所得	配当所得を有する人数	1人当たり平均配当所得	40%または45%の税率で課税した場合の増収額
2,000～3,000 万円	39,710	18,026	2.2	7,931
3,000～5,000 万円	56,365	14,522	3.9	11,327
5,000 万円～1 億円	69,572	8,631	8.1	17,478
1～2 億円	54,418	2,945	18.5	13,621
2～5 億円	59,802	1,288	46.4	14,941
5～10 億円	30,484	339	89.9	7,619
10～20 億円	26,004	160	162.5	6,500
20～50 億円	25,939	99	262.0	6,485
50～100 億円	15,101	28	539.3	3,775
100 億円～	25,559	13	1966.1	6,390
合計	402,954	46,051	8.8	96,067

* 『国税庁統計年報』2013 年、第 2 表 所得種類別表より計算

* ここでは合計所得 2,000～3,000 万円の個人が得た配当はすべて 40%の税率が適用されるものとみなし、現行の 20%の分離課税に代えて、1,800～4,000 万円分は 40%で課税されるものとみなし、 $(1人当たり平均配当所得) \times (0.4 - 0.2) \times 当該配当所得を有する人数 = 当該所得階級に属する個人から得られる税の増収額$ と計算した。

* 合計所得が 5,000 万円を超える個人が得た配当所得等はすべて 45%の税率が適用されるものとみなし、上と同じ方法で当該所得階級に属する個人から得られる税の増収額を計算した。

* 合計所得が 3,000～5,000 万円の階級については、この階級の平均合計所得が 3.9 百万円（4,000 万円未満）であったため、この階級に属する個人が得た配当所得はすべて 40%の税率が適用されるものとみなして、上と同じ方法で当該所得階級に属する個人から得られる税の増収額を計算した。

図表 11 企業の実質税負担率の推移

	1998 年	2004 年	2010 年	2013 年
支払配当	11.4	13.4	21.0	23.0
その他社外流出	20.4	17.0	12.1	10.6
法人税額	31.9	23.8	22.0	15.3
社内留保	36.3	48.4	44.9	51.1

国税庁「会社標本調査」（益金処分の内訳）各年分より作成